

関係者各位

2020 年 6 月 9 日
一般社団法人四国サッカー協会
会長 嶋 靖博 (公印省略)

新型コロナウイルスの対応について (6 月 9 日時点)
～2020 年 6 月 19 日以降の各種事業の再開に向けて～

一般社団法人四国サッカー協会における新型コロナウイルスの対応について、以下の通りご連絡申し上げます。

【2020 年 6 月 18 日までについて】

四国サッカー協会は、2020 年 6 月 18 日までの全ての主催事業について、延期・中止の対応とします。(WEB 研修・会議除く)

【2020 年 6 月 19 日以降の対応について】

四国 FA 事業の開催判断基準 ※①～④すべてを満たすこと

- ①四国 4 県すべてにおいて、他県への移動制限がないこと。
- ②四国 4 県すべての県でチーム活動が制限なく行えていること。
(自治体・県 FA・自チームからの自粛要請・活動制限がないこと。)
- ③トレーニング期間を十分な期間設けてあること。
(各事業・種別委員会において判断をする。)
- ④参加者全員が感染防止対策をそれぞれに講じること。
(事前通達により、参加者全員へ感染拡大防止措置を求める。)

四国 FA 事業開催にあたっての必須遵守事項 ※1)～5) をすべて遵守すること

- 1) 感染対策責任者を主管 FA (事業運営担当者) 及び参加チームに設置
- 2) 参加者全員の健康チェックシート提出
- 3) 参加者全員のマスク着用
- 4) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ
 - 体調が良くない場合 (例: 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- 5) 試合終了後 14 日以内に感染者が発生した場合は速やかに感染対策責任者より四国サッカー協会事務局へ報告してもらう

上記①～④を全て満たしたうえで、上記 1)～5) を四国サッカー協会の必須事項として遵守し、さらに JFA からのガイドライン及びチェックリストを可能な限り遵守して開催する。事業再開時期については、予め種別委員長・主管県 FA より四国サッカー協会事務局へ報告し、必ず四国サッカー協会会長の許可を得てから再開することとする。

※対応が難しいと判断された場合は、開催が許可された状況下にあっても、事業の中止・延期を要検討。